

意匠制度の現状に関する考察と改善の提案

意 匠 委 員 会*

抄 録 『意匠における「物品」の類否』、『部分意匠制度』、『関連意匠制度』という3つの項目について、現状が自社デザインを保護できているか、保護できていないのであれば、どうすれば保護できるのか、また、現在の市場に適応できているか、できていないのであれば適応するためにはどうすればよいのかについて論じる。

目 次

1. はじめに
2. 「物品」の類否の検討
 2. 1 「物品」の類否の考え方について
 2. 2 「物品」の類否の必要性について
 2. 3 「意匠に係る物品」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した事項の権利範囲に対する影響について
 2. 4 「物品」の類否の考え方における現状の問題点について
 2. 5 画像意匠の「物品」の類否について
3. 部分意匠制度に関する検討
 3. 1 部分意匠の補正要件の緩和について
 3. 2 部分意匠における一意匠の要件緩和について
4. 関連意匠制度に関する検討
 4. 1 関連意匠の後日出願について
 4. 2 関連意匠の権利範囲について
5. おわりに

1. はじめに

意匠委員会では、日本国内における「意匠制度のあるべき姿と意匠法改正の研究」をテーマの一つとして活動している。

活動テーマである「意匠制度のあるべき姿」について、“企業にとって、意匠制度は自社製品のデザインを保護するための制度である”と

定義し、この定義に基づき、現在の意匠制度は自社デザインを保護できているのか、意匠制度が現状に適応しているのかという視点で意匠制度の研究を行っている。さらに、自社デザインを保護できていないとしたら、どうすれば保護できるのか、意匠制度が現在に適応できていないのであれば、適応するためにはどうすればよいのかについて、検討している。

本論文は、『意匠における「物品」の類否』、『部分意匠制度』、『関連意匠制度』という3つの項目について、前述した視点で検討し、論じるものである。

2. 「物品」の類否の検討

登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて定められる(24条1項)とされ、類似を含む意匠の保護範囲(権利範囲)については諸説あるが、現在では「修正混同説」が主流のようである。

この「修正混同説」では、取引者、需要者が両意匠を取引の場において混同する程似ているか否かによって両意匠の類否を決すべきとしつつ、要部の認定において公知意匠を参酌するという、従来の混同説と創作説を折衷した考え方

* 2011年度 Industrial Design Committee

といわれている¹⁾。

当説に限らず、諸説においては、主に形態を表す「図面」と対象意匠との類似に関して論じられている。

ここで、意匠の権利範囲に属するか否かの判断を行う際に、登録意匠と対象意匠とが同一であるか、または類似であるかを判断する必要がある。そして、意匠における同一または類似を判断するためには、「物品」の類否と「形態」の類否という2つの要件を検討し、その上で意匠全体を総合的に判断する必要がある。

この考え方は、「可撓性伸縮ホース事件」(昭和45年(行ツ)45号 審決取消請求 意匠権 行政訴訟昭和49年3月19日 最高裁判所第三小法廷, 以下「ホース事件上告審」という)の最高裁判決において示されたものであり、「…まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても、同一又は類似と認められるものではない。…」と判示されている。

すなわち、「その意匠にかかる物品が同一又は類似であること」が「物品」の類否に対応し、「意匠自体においても、同一又は類似と認められるものではない」が「形態」の類否に対応する。

この「ホース事件上告審」は、意匠権無効審判に対する訴訟ではあるが、意匠法23条(意匠権の効力)との関係で意匠の類否判断にも言及していることから、意匠権侵害訴訟における類否判断に対しても、既判力が及ぶとされており²⁾、下級審判決においても引用されている判決である。

また上記判例に限らず、審決取消訴訟や意匠権侵害訴訟における類否判断の手順³⁾においても、まず、両意匠の物品が同一、類似であるかを確認し、その後、具体的構成態様の共通点、差異点の認定、要部認定等を行い、形態についての類否判断を行っている。これは、物品が非

類似である場合には、意匠に類似関係は生じないとの考え方に依拠すると考えられる。

本章では、「物品」の類否と「形態」の類否という2つの要件のうち、「形態」の類否の考え方については諸説に譲ることとし、「物品」の類否について検討し、「願書の記載」特に「意匠に係る物品」の欄に記載された「物品」の類否の観点から、意匠権が現状の製品を適切に保護できているのかについて論じる。

2. 1 「物品」の類否の考え方について

「物品」の類否とは、その物品の用途と機能により判断するという考え方が一般的である。

以下に、「物品」の類否に関する審査基準、裁判例、学説を記載する。

(1) 審査基準

意匠の審査基準において、意匠が類似しているか否かの判断について、以下のように記載されている。

「22. 1. 3. 1. 2 意匠の類否判断の手法」には、「…意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とする…」旨が明記され、「具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。意匠に係る物品の用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。」と記載されている。

(2) 「物品」の類否に関する裁判例

用途が同じで機能が異なるものを類似物品とした裁判例として、昭和57年(行ケ)107号(東京高)を挙げる。

この事件は審決取消訴訟であり、出願意匠に

に係る物品「道路用ブロック」と引用意匠の「タイル」について、判決文において、「引用意匠の「タイル」は当時の規則では建物の付属品に属するとされていたが、建物外のポーチ、階段、周辺道路や駅のホーム等に敷設して使用するものを含んでいるとみるのが相当で、物品の用途を共通にするところがある両者は類似物品である」と記載されており、用途が共通する物品は類似物品であると判断されている。

用途が異なり機能が同じものを類似物品とした裁判例として、平成14年(ワ)457号(大阪地)を挙げる。

この事件は、「意匠権及び不正競争防止法に基づく差止等請求事件」であるが、この判決の中で、登録意匠に係る物品「荷崩れ防止ベルト」と公知意匠「布製ベルト」の「物品」の類否について、次のように判断されている。以下に判決より抜粋したものを記載する。先ず「…本件意匠Aの意匠に係る物品である「荷崩れ防止ベルト」は、…多数個の荷物を長尺状のベルトで締結固定する結束具としての用途を有する物品であるところ、証拠(乙15)によれば、本件意匠の意匠登録出願前に、複数回折り重ねた可撓性導管(消防用ホース)を方形の包帯に縫い付けた長尺状ベルトで締結固定する結束具という点で「荷崩れ防止ベルト」と同一の機能を有するが、結束の対象物が可撓性導管である点で用途を異にする物品(類似物品)に係る意匠として、米国特許第3942636号公報第4図及び第7図記載「布製ベルト7」(以下「公知意匠A1」という。)が存在していたことが認められる。…」と記載され、更に「…公知意匠と登録意匠との物品の類否の判断は、物品の用途及び機能を基準とすべきであり、公知意匠と登録意匠が物品の用途又は機能において同一であれば、そのような公知意匠の存在を登録意匠の要部認定に当たって斟酌すべきである。…」と記載されている。そして、「…公知意匠A1

に係る物品が本件意匠Aに係る物品と機能を同一にし、用途のみを異にする類似物品である以上、本件意匠Aの類似範囲を判断するについて、公知意匠A1を参酌し得ないとする理由はない。…」と記載されており、用途が異なり機能が同じものは類似物品であるという判断がなされている。

また、複数の機能を備えた多機能物品についての裁判例として、平成18年(ワ)19650号(東京地)を挙げる。

この事件は「増幅器付スピーカー意匠権侵害差止請求権不存在確認請求事件」であり、登録意匠に係る物品「増幅器付スピーカー」について、対象製品である増幅器の類似性が判断されている。

この判決の中で、「…本件物品は増幅器付スピーカー、原告製品は増幅器であり、両物品は同一ではないから、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討すると、本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解される。…」と記載されており、多機能物品においても、機能を共通にする製品は類似物品であるという判断がなされている。

(3) 「物品」の類否に関する学説

『同一物品とは、用途および機能が同じものをいい、類似物品とは用途が同じで機能が異なるものをいう』という学説が有力であり、現在ではほぼ定説となっている。

また、『用途が異なり、機能が同じ場合』については、非類似物品とするという説もあるようだが、有力な学説は無いようである。

このように俯瞰してみると、審査基準に記載された内容、裁判例、学説は、概ね整合しているといえる。

この章では、審査基準、裁判例、学説を鑑み、「物品」の類否は、その物品の用途（使用目的、使用状態等）と機能に基づき判断されるという考えを前提として記載する。

2. 2 「物品」の類否の必要性について

この章の冒頭で記載したように、現状の意匠制度においては、意匠の類否を考える際に、「物品」の類否を考える必要があるが、他方で、そもそも意匠において「物品」の類否判断は不要ではないか、という意見もある。例えば、近年の動向として、韓国ではデザイン保護法改正において、物品を越えて類似する意匠に権利が及ぶようにする案が提案されていた。

これはすなわち、意匠の類否判断の際に、「物品」の類否を考える必要がなくなることを意味する。

しかしながら、「物品」の類否を一切考慮せず、意匠の類否判断を可能とするためには、検討すべき事項が多数あり、その影響は極めて大きいと考える。

例えば、意匠の類否判断において、現状では、需要者の視点で類否判断を行うこととなっている（意匠法24条2項）。ここで需要者とは、取引者及び需要者を意味し、「同時に商品の取引流通の実態に応じた適切な者を指す」とされている⁴⁾。

これは、対比対象である互いの意匠にかかる物品が同一または類似の物品であるという前提の上で成り立つものと考えられる。ところが、仮に「物品」の類否を考慮しないとすれば、類否判断を行う判断視点が一意に決まらず、権利が不安定となる可能性がある。また、その場合、創作者の視点で類否判断を行う等、新たな類否判断の手法を検討するという考え方もあるが、従来の類否判断による判断結果と新たな類否判断による判断結果との整合という点でも調整が必要となる可能性もある。

さらに、「物品」の類否を考慮しないとすると、先行意匠を調査するためには、意匠の形態のみで調査する必要がある。しかしながら、意匠を形態のみで調査する方法は少なくとも実用レベルでは存在しておらず、先行意匠を形態で調査することは、現実的には極めて困難であると考えられる。

このように、「物品」の類否を考慮せず、意匠の類否判断を行うことは意匠制度に対する影響が大きく、今すぐ、このように改正することは、現実的には難しいと考える。前述したデザイン保護法改正においても、物品を越えて類似する意匠に権利が及ぶようにする案は実現できていない。

そこで、この章では、意匠の類否判断を行う際に、「物品」の類否判断を行うことを前提として、すなわち、現状の判断手法は維持したまま、「物品」の類否判断の有り様について検討することとする。

2. 3 「意匠に係る物品」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した事項の権利範囲に対する影響について

意匠法施行規則には、以下のように記載されている。

別表第一 備考には、「一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。」「二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。」と記載されている。また、様式第2〔備考〕には、「別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について

意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。」と記載されている。

前述した「22. 1. 3. 1. 2 意匠の類否判断の手法」の記載「…意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とする…」からすると、これら意匠の願書における「意匠に係る物品」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した事項は、その意匠権の権利範囲に何らかの影響を与えたと考えられる。

また、上記に関連する裁判例として「カラビナ差止請求事件」(平成17年(ネ)10079号(知財高)、以下「カラビナ事件」という)が挙げられる。

当該裁判例は、本件登録意匠に係る意匠公報において、登山用具を意味する物品として一般名称化した「カラビナ」を「意匠に係る物品」の欄に記載し、「意匠に係る物品の説明」の欄には「登山用具」の他、登山用具とは物品の区分の異なる「キーホルダーやチェーンの部品等の装飾用としても使用されるものである」と記載した意匠権に基づいて、被控訴人商品であるアクセサリーの差止を求めた事件である。当該事件では「登録意匠に係る物品の範囲」、及び「出願経過の参酌」が主な争点となり、結果、控訴人の差止請求は棄却されている。

本裁判例では、「意匠に係る物品」と「意匠に係る物品の説明」の両者の記載に齟齬があった場合において、裁判所は、「登録意匠における物品の範囲は、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分によって確定されるべきものであり、「意匠に係る物品の説明」の欄の記載は、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の理解を助けるためのものであるから、物品に関する願書の記載は、願書の「意匠に係る物

品」に記載された物品の区分によって確定されるのが原則であり、「意匠に係る物品の説明」の記載によって物品の区分が左右されるべきものではない。」旨判示している。

つまり、上記裁判例では、「意匠に係る物品」と「意匠に係る物品の説明」の両者の記載に齟齬が生じ、「意匠に係る物品の説明」の記載が「意匠に係る物品」の記載範囲よりも広がった結果、「意匠に係る物品」の記載を優先するとの判断を行ったものと考えられる。

しかしながら、現時点においては、上記の裁判例のみから意匠の願書における「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した内容が、物品の範囲に影響するものではないとするのは早計であり、また、「意匠に係る物品の説明」の記載の方が「意匠に係る物品」よりも狭い(制限する)記載であった場合には、異なる判断がなされる可能性もあるため、「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した内容が物品の範囲に及ぼす影響は未だ不透明なものであると考える。

2. 4 「物品」の類否の考え方における現状の問題点について

2. 1節(2)において、「物品」の類否の考え方が、意匠権の権利範囲に影響を及ぼすことは記載したとおりであるが、この「物品」の範囲を狭く捉えると、意匠権の権利範囲が不当に狭くなることが懸念される。

この節では、「物品」の類否の考え方について、記載する。

現在の製品を鑑みると、製品の多機能化が進み、一物品として表現できない事例がある。例えば、カメラ機能付き携帯電話は、携帯電話でもあり、デジタルカメラでもあるといえる。この例において、デジタルカメラの意匠権をカメラ機能付き携帯電話に対して行使できるかどうかは、不透明である。

前述した「増幅器付スピーカー意匠権侵害差

止請求権不存在確認請求事件」の判決によれば、『デジタルカメラの意匠権をカメラ機能付き携帯電話に行使できる』といえる可能性はあるが、1つの裁判例のみに基づいて、判断することは、早計であるといえる。尚、この裁判例について、有識者の中には、意匠権の物品名（「意匠に係る物品」の欄）として「増幅器付スピーカー」と記載せず、単に「スピーカー」と記載していたら、判決は変わっていたのではないか、という意見もあるようである。

また、意匠権の物品名が異なっても、機能が共通する事例も考えられる。

例えば、意匠権にかかるカーオーディオのカセットテープ挿入部の部分意匠と、対象製品であるビデオデッキのビデオカセット挿入部の意匠とを考えた場合、意匠にかかる物品という点では、カーオーディオとビデオデッキとは異なる。しかしながら、部分意匠にかかる用途、機能を比較してみると、カセット挿入部においては、少なくともカセットを挿入するという機能が共通しているため、カセット挿入部の意匠という点においては、類似する可能性はあり、一方の意匠を模して他方の意匠とすることは、十分に可能である。

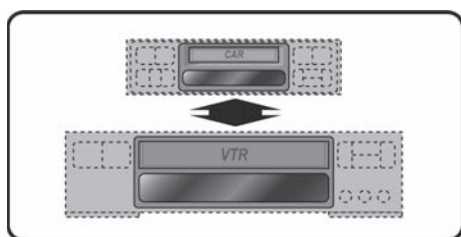


図1 「カーオーディオとビデオの例」

別の例として、ゲームコントローラの十字キーとリモコンの十字キーの部分意匠を挙げる。この例でも、ゲームコントローラとリモコンとは、物品としては異なるが、カーソル等を上下左右に移動させて、項目を選択するという機能では共通する。この場合も、一方の意匠を模

て他方の意匠とすることは可能である。

次に、意匠権の物品名が異なり、機能も異なるが、用途が共通する事例を挙げる。

例えば、監視カメラとダミーカメラとでは、監視カメラの物品はカメラであり、撮影する機能を有しているが、ダミーカメラの物品はカメラとはいえず、また撮影する機能も無い。

このように、監視カメラとダミーカメラとでは、意匠にかかる物品という点や、機能という点において異なるが、防犯という用途においては共通する。

監視カメラの主な目的は、状況を監視・撮影することであり、防犯という側面も有する。他方、ダミーカメラは、監視カメラが設置されていると認識させることで防犯することである。つまり、防犯という点においては、両者は共通している。そして、ダミーカメラは、監視カメラが設置されていると認識させることが必要なので、監視カメラの意匠に似てくるのは当然といえる。

また、防犯という用途が共通するということは、それぞれ購入するであろう需要者層も近似するものと考えられる。

このような、監視カメラの用途の一部とダミーカメラの用途が共通し、機能が異なるという状況下において、監視カメラ（ダミーカメラ）の意匠権をダミーカメラ（監視カメラ）に対して行使できるかは、不透明である。

このように、監視カメラ（ダミーカメラ）の意匠権を、物品が異なるとして、ダミーカメラ（監視カメラ）に対して行使できないのは、監視カメラ（ダミーカメラ）の意匠権者にとっては、酷であるといえる。

また、その物品の将来を考えた場合、同じ機能、または同じ用途の物品が、将来どのように発展するのかを予測することは難しい。つまり、意匠出願時において、将来の物品の発展を考慮して、意匠の願書を記載することは困難である

といえる。

現状の意匠法では、「意匠に係る物品」の記載欄には、1つの物品名しか記載できず、また「〇〇付き××」という物品名の記載は認められているものの、物品を機能や用途で特定する記載は認められていない。また、前述したように、【意匠に係る物品の説明】の記載欄は、権利範囲にどのように影響するのか不透明である。

前述した事例や、同じ機能または同じ用途の将来物品を保護するためには、機能による物品の特定、用途による物品の特定、物品の上位概念化、複数物品の選択可能をするための何らかの改善を行い、一出願、一意匠権における「物品」範囲をその物品の有する機能や用途を勘案した上で広げる必要があるのではないかと考える。

前述した「カラビナ事件」の判示とは、齟齬が生じる可能性はあるが、市場及び物品の将来の変化を考慮し、例えば、「意匠に係る物品の説明」の欄に用途や機能を記載し、当該記載した内容を、その意匠の権利範囲を特定する際に考慮する、というように「意匠に係る物品の説明」の欄を活用することを検討してはどうか。

2. 5 画像意匠の「物品」の類否について

画像意匠は、その画面デザインを表示する物品の部分的意匠であるので、前述した「物品」の類否の考え方は、他の意匠出願と同様に適用される。

しかしながら、画像意匠には、「その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」という機能・操作性要件と「その物品にあらかじめ記録された画像であること」という画像意匠ならではの特別な要件がある。

そこで、画像意匠の「物品」の類否については、独立した節として記載する。

画像意匠は、平成18年意匠法改正において、

保護範囲が拡張され、その保護対象が拡大した。この平成18年意匠法改正の経緯として、近年の情報機器、家電等において操作部材等の物理的な部品が、画面上の電子的な画像に置き換えられる傾向にあり、こうした画面デザインが機器と一体となって用途や機能を発揮する物品が一般化されつつある中、企業においても画面デザインを当該物品の一部として創作し、その創作に投資をしている企業活動の実情と合致しないものとなっていたことが挙げられる。

このような画像意匠が導入された経緯を鑑みると、画像意匠は、機器と一体となって用途や機能を発揮する意匠について、意匠法による保護が認められるべきである。また、画像意匠は、表示プログラムの制御により自由に変更が可能である。そのため、仮に、画像意匠において、「機能・操作要件」を廃止すると、物品の形状との関係が希薄となり、その物品の「機能・操作要件」を満たさない画像意匠を、その物品の形状といえることができるのか疑問が生じる。すなわち、画像意匠において、「機能・操作要件」は必要であるといえる。

一方で、画像意匠においても、2. 4節に記載した「物品」の範囲に関する考え方を適用することは必要であると考ええる。

前述したように、近年、いわゆる多機能物品が増加し、意匠に係る物品と機能との対応が以前と比べて変化してきている。この傾向は将来においても続くものと考えられ、現時点では予想もしていない物品に現時点の物品と同様の機能が追加され、同様の画面が用いられることで不測の不利益を被る可能性がある。

例えば、テレビジョン受像機の番組表示機能と録画装置の番組表示機能のように、テレビジョン受像機と録画装置という、意匠に係る物品としては非類似であるものの、画面の部分意匠として捉えた場合に、その部分の有する用途、機能が共通するそれぞれの画像意匠について考

える。現行制度下においては、これらの画像意匠を保護するためには、それぞれ別個の出願が必要であり、出願人にとって負担となっていた。また出願時点で想像できない将来の物品が同様の機能を有しており、同様の画面が用いられることに対しては、保護するための手段がない。

つまり、画像意匠においても、その部分の有する物品の機能や用途による画像意匠を特定するための何らかの改善を行う必要があると考える。

また、現行制度では、「その物品にあらかじめ記録された画像であること」という要件があるために、いわゆるプリインストールされた、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像のみが権利の保護対象となっている。そして、そのため、工場出荷時には対象画像を記録せずに、後にユーザーによるバージョンアップによって対象画像を表示可能とすることで、権利行使を逃れることが可能である。

このような行為を防止するために、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像については、「その物品にあらかじめ記録された画像であること」という要件は廃止すべきと考える。

ただし、この「その物品にあらかじめ記録された画像であること」という要件の廃止は、現行制度下において保護対象とはなっていないPC上で動作するゲーム等のソフトウェアを保護対象とすること、及びPC等の汎用機にインストールすることで動作するソフトウェアの画像まで保護対象を拡張することを意図するものではない。

3. 部分意匠制度に関する検討

部分意匠制度は、平成10年法改正にて導入されている。導入の理由について、「近年、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体で侵害を避ける巧妙な模倣が増加し、十分にその投

資を保護することができないものとなっていたことから、物品の部分に係る意匠も保護対象となるように改正したものである。(特許庁編工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第18版〕)と説明されている。

また、部分意匠制度は、比較的新しい制度であるにも関わらず、各企業において積極的に利用されており、2010年の出願において、意匠出願全体の3割を占めるまでに至っている。

本章では、現行の部分意匠制度において留意すべき事項を記載しつつ、より有用な制度とするための制度の見直しについて提案する。

3. 1 部分意匠の補正要件の緩和について

意匠の補正については、現状、要旨変更にならない範囲で可能とされている(審査基準81.1.1)。

そして、部分意匠において、破線を実線とする補正は、要旨変更該当する(審査基準71.10.4(3))。つまり、出願の後に拒絶理由通知を受けた際に破線を実線とする補正は出来ないことに留意する必要がある。

そのため、仮に出願時において実線で記載しておけば権利化できた場合であっても、破線で記載したが故に権利化できないという事態が生じる。また、この事態は分割出願を行ったとしても救済することは出来ない。つまり、現在の意匠制度では、この事態において、権利化の途は閉ざされている。

このような事態について、出願人自らが、出願前に十分に先行意匠の調査を行い、権利化したい部分を定めて意匠出願すべきであるというのが原則である。

しかしながら、特許制度において、拒絶理由の対応として、出願当初明細書に記載された範囲内であれば請求項の補正が認められていることを鑑みると、部分意匠においては、図面上に破線で示されているとはいえ、その図面に記載

された意匠は出願当初から記載されているものであり、その破線を実線とする補正を要旨変更とするのは厳し過ぎるという感がある。

そして、拒絶理由を解消するために破線を実線とする補正が許容されることで、出願時のミスを救済できる可能性が出てくる。

そこで、部分意匠において、拒絶理由が出された際に、破線を実線とする補正を許容することを提案する。

また意匠公報が発行される前の段階において、拒絶理由を解消するために破線を実線とする補正を行うことにより、第三者に特段の不利が生じる可能性は極めて低いと思料する。

尚、この提案は、全ての破線を実線とする補正、すなわち部分意匠から全体意匠への変更までを意図するものではない。あくまでも、部分意匠において、拒絶理由を解消するための補正についての提案である。

3. 2 部分意匠における一意匠の要件緩和について

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠出願とは認められておらず（意匠法7条、審査基準71.7.1.2）、例外的に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれるものであっても、機能的な一体性が認められる場合、または形態的な一体性が認められる場合は一意匠として取り扱われる（審査基準71.7.1.2.1）。そして、「形態的な一体性」について、審査基準71.7.1.2.1には、「形態的な一体性」とは、物理的に分離した部分であっても、対称となる、一組となる等の関連性をもって創作されたものをいう。模様については、実線で囲まれた模様が複数表されている場合であっても、全体として一組の模様を構成しているときは、一体性を認める。」と記載

されている。

また、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠図面において物理的に分離していた場合、二つの「意匠登録を受けようとする部分」の中間にある構造を図示しなければ、一意匠（7条）として取り扱われないという運用が行われている。

製造工程の制約やその製品の機能からくる制約により、デザインとしては一つの形状だが、複数の部品でその形状を構成せざるを得ない場合において、複数の部品により構成された一つの形状を保護したいというニーズが存在する。そして、このようなニーズにおける複数の部品で構成された形状が、前述した審査基準に示されているような「対称」な形状になるとは限らず、また「一組となる」という記載だけでは、具体的にどのような形状が「一組となる」形状として認められるのか不透明である。

具体的な事例としてオートバイの例を挙げる。

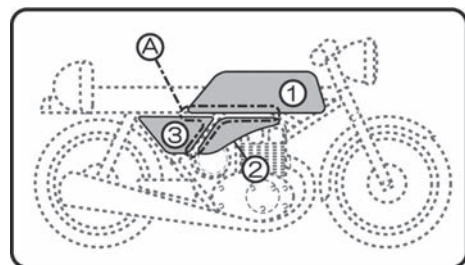


図2 「オートバイの例」

図に示したオートバイの「燃料タンク①」、「サイドカバー②」、「サイドカバー③」という複数の部品で構成された形状について、オートバイ全体の意匠ではなく、部分意匠として保護したいというニーズがある。

ここで、「燃料タンク①」、「サイドカバー②」、「サイドカバー③」は、物理的には分離している。そのため、これらを一意匠として出願するためには、前述した運用に基づき、「燃料タンク①」、「サイドカバー②」、「サイドカバー③」の間に

介在するA部分を記載する必要がある。

しかしながら、図示された意匠の縮尺の程度によっては、介在部分（中間部品など）が正確に図示できない恐れがある。このような場合、正確に図示できない箇所について、拡大図等を用いて状態を表す必要がある。ただし、A部分の状態を示すことは、出願人が権利を欲している部分とは異なる部分について詳記することとなる。そのため、意図した権利内容と異なる可能性が懸念される。また、拡大図等を準備する図面作成コストが増加することで出願人の負担が増大すると考えられる。

つまり、現状の運用では、出願人が取得したい部分意匠の権利化するための出願人の負担や労力が大きく、その結果、部分意匠制度の活用機会が損なわれていると考えられる。

とはいえ、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合について、無条件に部分意匠における一意匠と取り扱うことは、7条で規定されている「一意匠一出願」の趣旨から逸脱すると考える。

そこで、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれるものについて、現状の「形態的な一体性」の要件を緩和し、「意匠に係る物品の説明」の欄に、複数の部品で構成されたどのような形状を「部分意匠における一意匠」として登録を受けたい部分なのかを記載し、かつ、その形状が全体としてまとまりが認められることを条件として、一意匠と取り扱うことを提案する。更に、部分意匠として権利化したい部分を明確とするため、間に介在する中間構造部分（接合部分等）については、図示することを省略可能とする運用を要望する。

4. 関連意匠制度に関する検討

関連意匠制度は、本意匠の類似の範囲に含まれる意匠を関連意匠として出願することで、本

意匠単独で出願した場合と比べて権利範囲を拡げることが可能となる制度であり、意匠のバリエーションを保護するために有効な制度であるといえる。

この章では、関連意匠制度をより有用な制度とするための制度の見直しについて論じる。

4. 1 関連意匠の後日出願について

関連意匠出願期間について、平成18年改正法により、本意匠の意匠登録出願の日以降であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前までであれば、関連意匠の後日出願が認められることとなった。

審査基準73.1.1(3)には、関連意匠として意匠登録を受けるための要件の1つである出願日について、「意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること」と記載されている。

本意匠出願日以降も関連意匠の出願が認められたのは、「従来の関連意匠制度は、商品開発時におけるデザイン・バリエーションの権利化を図る制度としてその役割を果たしていたが、…中略…このため、デザイン戦略の多様性・柔軟性への対応を図る上では、一定期間、後日出願に係る関連意匠の登録を認める必要がある。」⁵⁾という理由によるものである。

また、出願期間が、本意匠の公報発行日前までと定められたのは、「本意匠が公報発行によって公知になった後も、長期にわたる関連意匠の後日出願を認めることとすると、関連意匠が出願されるまでの期間中に、類似する他人の出願意匠や公知意匠が介在して後日出願に係る関連意匠との間で抵触する可能性が高まり、第三者の監視負担の増加や権利抵触による紛争の増

加が懸念される」⁵⁾、という理由によるものである。

ここで、登録査定から意匠公報発行までの期間について述べる。

意匠出願が登録査定となった場合、通常30日以内(30日の延長可能)に登録料を納付する必要がある。登録料を納付すると設定登録され、4～5週間後(約1ヵ月後)に意匠公報が発行される。登録料納付から設定登録までの期間は開示されていないが、分野によりばらつきがあり1週間から1ヶ月程度のようなものである。

つまり、登録査定後、登録料の納付を30日延長したとしても、約3ヶ月から4ヶ月後に登録公報が発行されることになる。

ところで、近年、審査期間が短縮化している。審査期間が短縮され、出願した意匠が早期に権利化されることは、出願人にとって、好ましい状況であり、模倣品対策等デザイン戦略の一環として非常に有効であるといえる。

しかしながら、関連意匠の出願という点においては、審査期間の短縮化に伴い、本意匠を出願した後の関連意匠として出願可能な期間も短縮されることとなる。その結果、本意匠の公報発行日前までに、次期モデル等のデザイン・バリエーションに対し、関連意匠出願が難しくなるというケースが増加している。また、デザイン創作初期のプロトタイプを本意匠として出願し、そこからデザイン展開していく製品等では、本来保護すべき実施品の意匠について、関連意匠として出願可能な期間内に出願できないというケースが増加している。後日出願の期限については、業種や製品毎に事情が異なり、具体的な期限を提案するには至っていないが、このような状況を鑑みて、後日出願の期限設定について、緩和することを要望する。

次に、関連意匠として出願可能な期間の把握について記載する。

意匠出願が登録査定となつてから、登録公報

が発行されるまでの期間は前述したとおりであるが、登録料納付から設定登録までの期間等、出願人がコントロールできない期間があり、また出願人は登録査定日そのものをコントロールすることは出来ない。そのため、本意匠出願を行った後、関連意匠を出願できる期間がどれだけあるのかを把握することが困難である。このことも関連意匠出願を難しくする一因となっていると考える。

後日出願の期限設定を緩和すると同時に、関連意匠を出願できる期間がどれだけあるのかを容易に把握できるように、改善を要望する。

例えば、関連出願を出願可能な期間の起算日を本意匠の出願日とすると、本意匠の審査期間の変動に影響されず、関連意匠を出願できる期間の把握が容易となる。

このように、関連出願の出願可能な期間の起算日について、見直しすることも必要ではないだろうか。

4. 2 関連意匠の権利範囲について

(1) 関連意匠の権利範囲の不明確さ

関連意匠制度が施行される以前に施行されていた類似意匠制度においては、本意匠と類似する意匠を類似意匠として出願し、登録することが可能であった。

そして、類似意匠として登録されると、意匠登録番号が付与された意匠公報が発行され、出願人だけでなく意匠公報の検索を行うことにより、第三者も本意匠の権利範囲を確認することが可能であった。

現在の関連意匠制度においても、本意匠の権利範囲については、その本意匠の周辺デザインを関連意匠として出願することで確認することが可能である。

一方、関連意匠は、その関連意匠について、更なる関連意匠を出願することは出来ない。そのため、現在の制度において関連意匠の権利範囲

困を確認するには、意匠法25条による判定制度、または日本知的財産仲介センターが提供しているセンター判定制度サービスを活用する必要がある。

つまり、関連意匠の権利範囲については、出願人は、かつての類似意匠制度のように、意匠出願することにより、その権利範囲を確認することはできない。

また、判定制度では、判定公報が発行されるが、第三者は意匠公報を検索しているだけでは、この判定公報を見逃す可能性がある。関連意匠制度は、関連意匠自身が独自の権利範囲を有している点において、以前施行されていた類似意匠制度よりも、有効であるといえるが、以上記載したように、出願人、及び第三者が権利範囲を確認するという点については、改善を要望する。

(2) 関連意匠制度を改善する新意匠制度の提案

4. 2節 (1) に記載した関連意匠の権利範囲を明確化するための制度として現行の関連意匠制度に加えて「補完意匠制度 (仮名)」の創設を提案する。

この「補完意匠制度 (仮名)」とは、本意匠・関連意匠いずれに対しても、それぞれの類似の範囲に含まれる意匠を補完意匠として登録し、意匠公報が発行される制度であって、本意匠の公報発行日を気にすることなく後日出願し登録可能とするものである。そして、補完意匠の登録公報により、本意匠、または関連意匠の権利範囲が明確になると思料する。

そして、この制度を実現することにより、例えば自社のマイナーチェンジした製品の意匠が、本意匠、または関連意匠の権利範囲に含まれるのかを確認することが可能となり、ユーザーの利便性が向上する。

(3) 補完意匠制度 (仮名) の概略

4. 2節 (2) に記載した「補完意匠制度 (仮名)」の概略を以下に記載する。

以下の②に記載したように補完意匠そのものは、独自の権利効力を有さず、この点において、以前施行されていた類似意匠制度と似ている制度である。

- ①出願時期：本意匠、または関連意匠の出願日以降存続期間中
- ②権利効力：独自の権利効力無し
- ③対象意匠：本意匠・関連意匠いずれに対しても出願可能

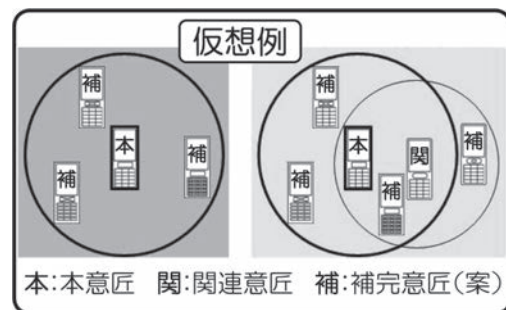


図3 「補完意匠制度 (仮名)」

尚、この「補完意匠制度 (仮名)」は新たな制度の導入であり、現行の関連意匠制度との整合・運用上の整備が必要となると思料する。この点について、本論文では議論できておらず、今後の検討課題とさせていただきます。

5. おわりに

この論文は、2010年度、及び2011年度の意匠委員会で検討した内容をまとめたものである。

『意匠における「物品」の類否』、『部分意匠制度』、『関連意匠制度』という3つの項目について、改善の提案を行ったが、さらに具体的に法律、審査基準等にどう反映するかという点については、今後の委員会で検討し、発信していきたいと考える。

この論文が、意匠制度の改善に、役立つことができれば幸いである。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また、意匠委員会では、今後もユーザーの立場から、意匠制度はどうあるべきかを検討し、提案していきたいと考えている。

注 記

- 1) 「改正意匠法24条2項について」小谷悦司, パテント, Vol.60, No.3 (2007) 日本弁理士会
- 2) 「最高裁判決と特許法改正」竹田稔, 特許研究,

No.48, 2009/9 独立行政法人工業所有権情報・研修館

- 3) 「裁判例における意匠の類否判断の具体的な手法」参考資料2, 産業構造審議会知的財産政策部会 第3回意匠制度小委員会
- 4) 用語解説 経済産業省 特許庁
- 5) 「平成18年法律改正（平成18年法律第55号）解説書」第1部 意匠法の改正項目「第5章 関連意匠制度の見直し」より引用

(原稿受領日 2012年2月20日)

